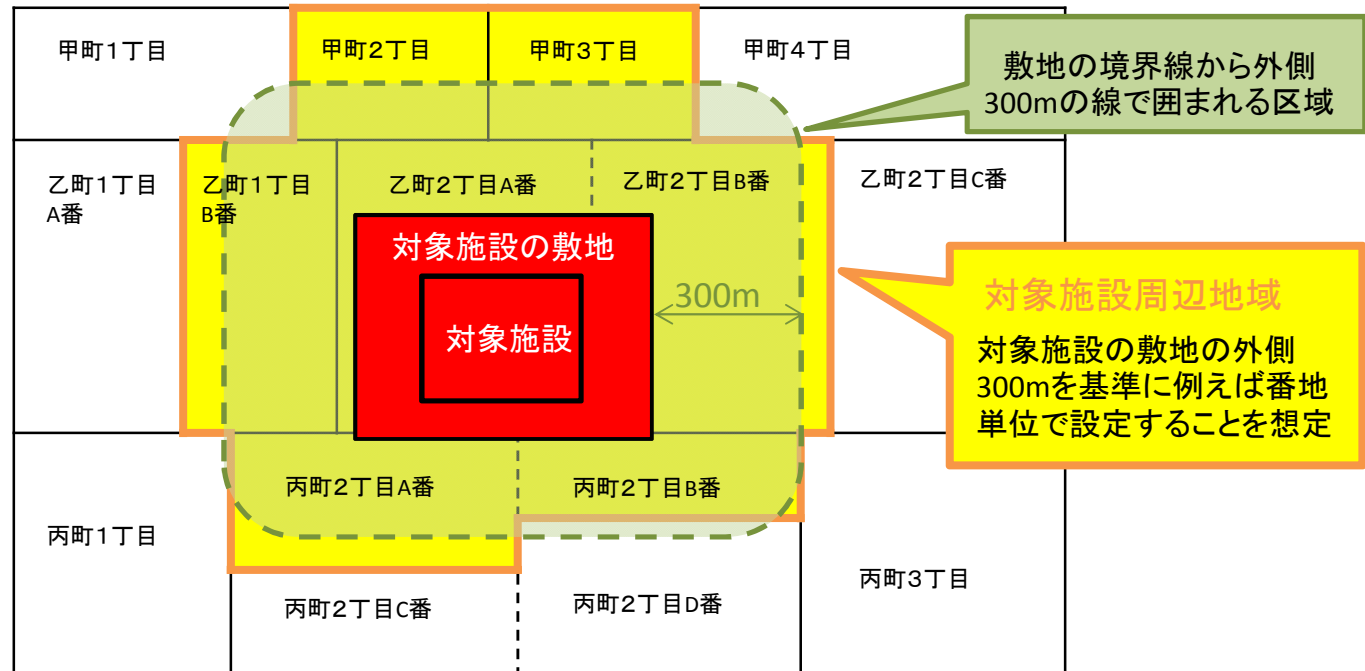


# 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案・概要

【目的】この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中核機能等及び良好な国際関係の維持に資することを目的とする。

## 【対象施設】

- (1) 国会議事堂等
- (2) 首相官邸等
- (3) 最高裁
- (4) 皇居・赤坂御所
- (5) 政党本部
- (6) 外国公館等



## 【規制の内容】

黄色の区域(■)及び赤色の区域(■)の上空における小型無人機の飛行を禁止

・黄色の区域(■)の上空で飛行させた場合

→警察官等の排除命令・排除措置の対象(命令違反:懲役1年以下・罰金50万円以下)

・赤色の区域(■)の上空で飛行させた場合

→上記の排除命令・排除措置に加え、懲役1年以下・罰金50万円以下の刑事罰の対象

## 【検討】

国は、速やかに、防衛省、警察庁、海上保安庁等危機管理に関する機能を担う機関の庁舎等の重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方のほか、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。